

ふれあって、
ささえあって、
いいまちが
育っていく。

[募集締切]

平成27年

1月30日
[金]

福祉のまちづくりを応援します。

平成27年度

助成事業募集

公益財団法人 佐賀県地域福祉振興基金



募集概要等は裏面をご覧ください。

公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金では、高齢者や障がい者、次代を担う子どもたち、子育てに取り組む親などが「佐賀に住んでよかった」と実感できる福祉活動等を支援するための「地域いきいきさがふれあい基金」助成事業を実施しています。
このたび、平成27年度に取り組むを行う団体への助成事業の募集を行っています。
「プランはあるけど事業資金が…」などとお悩みの場合、助成金を活用してみませんか。

[募集概要]

助成対象事業者

公益法人等、営利を目的としない団体

助成額 事業費の8/10以内 (例:事業費50万円の場合は、助成額40万円となり、差額分の10万円は団体の自己負担となります)

助成対象事業

子ども、障がい者、高齢者をはじめとした幅広い県民の福祉課題を解決するために団体が行う次のような福祉活動事業に助成を行います。

[助成対象期間:平成27年4月1日~平成28年3月31日までに実施し、完了する事業]

- 1 在宅高齢者及び障がい者・介護者等に関する事業
- 2 各種福祉サービス(公的サービスを含まない)の提供に関する事業
- 3 高齢者や障がい者等の健康・生きがいつくりや社会参加促進に関する事業
- 4 地域の暮らしの諸課題を解決するための事業
- 5 保健福祉促進の人材育成及び保健福祉サービス(公的サービスを含まない)の充実強化のための事業
- 6 福祉活動ボランティアの養成、資質向上を図るための事業
- 7 子育て支援に関する事業
- 8 福祉に関する調査・研究の事業
- 9 その他、1~8に関する事業で特に必要と認められる事業

助成対象経費

謝金、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、広報費、保険料、手数料備品費(事業実施に真に必要なもの)など

※団体自体の運営費等(家賃、人件費、光熱水費、施設設備整備費、備品費、総会等会議開催費、パンフレット・会報作成費、ホームページ作成・維持管理費など)は対象としません。

〈事業実施の留意点〉

◎マスコミ等への情報提供/各助成事業のPR、当基金の助成を受けて実施していることを広報し、チラシ、ポスター等の印刷物、また備品等には必ず当基金の助成を受けていることを明示していただきます。

◎市町社会福祉協議会等との連携/広報誌への掲載依頼や、関係者への参加依頼等を行ってください。

助成の対象とならないもの

- 営利を目的とする事業
- 公費(国及び地方公共団体)又は、公営競技等の収益による資金若しくは民間基金等の資金の支給を受けて行う事業
- 政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする事業
- 介護保険事業及び自立支援給付の各事業に関連する事業
- 建物や施設・設備等の整備を行う事業
- 舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とする事業
- 学校や福祉施設等の行事の一環として行う事業
- 塾・教授所・各種教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会及びこれに類する事業
- その他、佐賀県地域福祉振興基金の趣旨に反する事業

ご応募は、所定の助成金申請書を提出してください。

※助成金申請書の様式は、下のホームページからダウンロードしていただくか、140円切手を貼った返信用封筒を下記住所まで送付してください。



公益財団法人 佐賀県地域福祉振興基金

(佐賀県社会福祉協議会まちづくり課内)

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号(佐賀県社会福祉会館内)
TEL0952-23-2145 FAX0952-25-2980

佐賀県地域福祉振興基金 検索 E-mail fureai@sagaken-shakyo.or.jp

[募集締切]

平成27年

1月30日

[金]